無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年三月三十一日

一、墳墓等所在地　岐阜県岐阜市大字交人字栄瀬分四八八番二

二、墳墓等の名称　交人共同墓地

三、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　郷八重子、安江善六、西垣作次郎、郷家、脇田すえの

四、改葬を行おうとする者　岐阜県岐阜市交人四四二番地一　交人共同墓地管理組合　組合長　浅野　浩

無縁墳墓等改葬公告

マンション建設工事のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年三月三十一日

一、墳墓等所在地　沖縄県那覇市樋川一―三五一―一・一―三五二・一―三五三―一

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県島尻郡八重瀬町富盛五四九　屋良　明

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により、左記の者はそれぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとしておりますので公告します。

当該営業保証金について家畜商法第十条の四第一項の権利を有する方は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を神奈川県知事に提出して下さい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻されます。

平成二十八年三月三十一日

一、住所　氏名　神奈川県小田原市小竹一八二八番地　秋澤　三郎

営業保証金額　金三万円

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告の翌日から六ヶ月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十八年三月三十一日

左記代理人　株式会社山梨食肉流通センター　代表取締役社長　桜井　和己

一、住所、氏名　山梨県甲府市宝一丁目一〇番三号、阪本　二郎

一、住所、氏名　山梨県北杜市大泉町西井出二三五五番地一、藤原　幸吉

一、住所、氏名　山梨県笛吹市石和町小石和一六五三番地、小越　作三

一、住所、氏名　山梨県上野原市上野原六四三二番地、久田　種造

一、住所、氏名　山梨県上野原市上野原六四三二番地、久田　悦造

一、住所、氏名　山梨県中央市乙黒二三五番地一号、塚田　家孝

一、住所、氏名　山梨県南アルプス市上今井九六一番地、築野　仁朗

一、住所、氏名　山梨県甲府市上帯那町三〇五四番地、末木　恒秋

一、住所、氏名　山梨県甲府市上曽根町一八五八番地八、長田　利雄

一、住所、氏名　山梨県上野原市大椚五〇九番地、市川　知己

一、住所、氏名　山梨県北杜市明野町下神取七八四番地、三井　一男

一、住所、氏名　山梨県北杜市明野町浅尾二〇八〇番地、清水　誠

一、住所、氏名　山梨県富士吉田市上吉田三番地の二、鳥海　弘之

右記の者取戻し保証金の額　各二万円也

一、住所、氏名　山梨県甲府市善光寺一丁目三番一七号、堀井　幸憲

右記の者取戻し金額の額　三万円也

一、住所、氏名　山梨県南アルプス市小笠原一八〇番地、高橋　仁

右記の者取戻し金額の額　四万円也

一、住所、氏名　山梨県笛吹市一宮町田中一二七七番地二、鴨下　秀雄

右記の者取戻し保証金の額　五万円也

気仙沼市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　気仙沼市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者

宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称

気仙沼市営住宅条例（平成十八年気仙沼市条例第百四十九号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間

平成二十八年四月一日から

平成二十九年三月三十一日まで

一、住所、氏名　山梨県甲府市善光寺一丁目三番一七号、堀井　幸憲

右記の者取戻し金額の額　三万円也

一、住所、氏名　山梨県南アルプス市小笠原一八〇番地、高橋　仁

右記の者取戻し金額の額　四万円也

一、住所、氏名　山梨県笛吹市一宮町田中一二七七番地二、鴨下　秀雄

右記の者取戻し保証金の額　五万円也

気仙沼市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　気仙沼市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者

宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称

気仙沼市営住宅条例（平成十八年気仙沼市条例第百四十九号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間

平成二十八年四月一日から

平成二十九年三月三十一日まで

一、住所、氏名　山梨県甲府市善光寺一丁目三番一七号、堀井　幸憲

右記の者取戻し金額の額　三万円也

一、住所、氏名　山梨県南アルプス市小笠原一八〇番地、高橋　仁

右記の者取戻し金額の額　四万円也

一、住所、氏名　山梨県笛吹市一宮町田中一二七七番地二、鴨下　秀雄

右記の者取戻し保証金の額　五万円也

南三陸町町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　南三陸町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者

宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称

南三陸町町営住宅条例（平成十七年南三陸町条例第百五十三号）に掲げる町営住宅等

三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間

平成二十八年四月一日から

平成二十九年三月三十一日まで

平成二十八年三月三十一日

仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号　宮城県住宅供給公社　理事長　今野　純一

石巻市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　石巻市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者

宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称

石巻市営住宅条例（平成十七年石巻市条例第二百七十三号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間

平成二十八年四月一日から

平成三十一年三月三十一日まで

平成二十八年三月三十一日

仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号　宮城県住宅供給公社　理事長　今野　純一

第９期（2015年度）決算公告

2016年3月28日

東京都千代田区神田司町二丁目９番地

大塚チルド食品株式会社

代表取締役社長　得永　篤司

貸借対照表の要旨（2015年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	296,053
	固定資産	3,092
	合計	299,146
負債及び純資産の部	流動負債	1,684,320
	株主資本	△1,385,174
	資本金	200,000
	利益剰余金	△1,585,174
	その他利益剰余金	△1,585,174
	（うち当期純損失）	(17,265)
	合計	299,146